

定期監査の結果に関する報告について（平成27年度第2回）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、井戸川員三監査委員、阿部治夫前監査委員が実施しました。

平成28年6月29日

四街道市監査委員	勝	山	信
	同	井戸川	員三
	同	戸田	由紀子

平成 27 年 度

監 査 報 告 書

(第 2 回)

定 期 監 査

環 境 経 済 部

都 市 部

教育委員会 教育部

四街道市監査委員

1 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年10月31日までに執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の対象

環境経済部、都市部、教育委員会教育部の各課及び出先機関

3 監査の実施期間

平成27年11月30日から平成28年1月27日

4 監査の方法

監査にあたっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

5 監査の結果

全体的検討事項

1 備品台帳の整備及び管理状況について

発生主義・複式簿記が導入され、統一的な基準に基づく地方公会計を新しく整備していく中で、市有財産についてその価値を正確に把握することは重要であるが、備品台帳について、特に所管替えに伴う取得金額の記入漏れ等が見受けられた。

引き続き、備品台帳と備品現物の照合を行うとともにその記録を残すなど、備品台帳を活用した備品の適正な管理に努めるとともに、備品台帳の取扱い及び活用方法の統一に向け検討されたい。

2 時間外勤務の削減について

時間外勤務の縮減については、総務部長通知により時間外勤務の上限が設定されているところである。時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、一定の努力は認められるものの、恒常的に行われている部署が見受けられた。また、時間外勤務に偏りがあるケースや上限を超えているケースが見受けられた。

特定の職員に業務が集中すると、公平性の観点から問題があるばかりでなく、各所属全体の生産性の低下が危惧される。やむを得ず時間外勤務を行うに当たっては、管理職は事前の命令及び実施内容の確認といった手続を徹底することはもちろんであるが、各所属職員の心身の健康に十分に配慮し、時間外勤務が特定の職員に集中しないよう応援体制の強化に努めるとともに、ワークライフバランス推進の観点からも業務の効率化を図るなど、時間外勤務の縮減に取り組まれない。